

破産法改正

第2回 管轄・債権調査・配当

■管轄

改正破産法は、破産手続開始申立について、**原則的管轄裁判所**（債務者の主たる営業所若しくは普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所）及び**財産所在地管轄裁判所**（財産の所在地を管轄する裁判所）に加えて、**競合管轄裁判所**にも管轄を認めた。

競合管轄裁判所として、親法人与子会社（孫会社）、大会社と大会社の連結子会社、法人与法人の代表者、相互に連帯債務者の関係にある個人、相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人、夫婦については、そのいずれか一方について破産事件（等）が係属している裁判所にも、他方の破産手続開始申立の管轄が認められた。また、大規模事件については、東京地裁等に特別の管轄も認められた。

■債権届出

債権届出については、改正破産法においても、債権届出期間を経過しても、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に債権届出をした場合は、債権調査の対象となる。しかし、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後は、その責めに帰することができない事由によって破産債権の届出をすることができなかった場合以外は、債権届出ができなくなった。

■債権調査

改正破産法は、債権調査について、再生手続と同様のいわゆる**債権調査期間方式**を原則としたが、必要があると認めるときは、現行破産法の**債権調査期日方式**も可能とした。債権調査期間方式は、債権調査期日方式と違って、調査の延期又は続行ができない。そのた

め、早期に債権調査が終了する反面、資料不足等で認否が間に合わなかった破産債権についても異議を出さざるを得ないこととなり、債権確定手続の増加が懸念される。破産手続では、再生手続ほど債権調査の早期終了の要請は強くない。そのため、実務の運用としては、従前通りの債権調査期日方式の利用が多いと予想される。

破産債権の確定については、**破産債権査定制度**が設けられた。破産債権の調査において、破産管財人が認めず、又は破産債権者が異議を述べた場合には、原則として、**破産債権査定申立**によって、破産債権の確定を行なう（例外127条1項、129条1項2項）。裁判所の**破産債権査定決定**に不服がある者は、**破産債権査定異議の訴え**を提起することができる。

■配当

配当時期については、従前と同様に、**中間配当**、**最後配当**、**追加配当**が認められている。

最後配当については、最後配当に代えて、簡易配当又は同意配当によることも認められた。簡易配当は、配当をすることができる金額が千万円に満たないと認められるとき等に、最後配当に代えて行なうことができる。簡易配当は、最後配当に比較して、債権者に対する通知が1回で済む等、手続が簡易化されている。なお、中間配当をした場合は、簡易配当をすることができない。また、同意配当は、届出をした破産債権者の全員が、破産管財人が定めた配当表、配当額並びに配当の時期及び方法について同意している場合に、最後配当に代えて行なうことができる。

（法律研究部倒産法部 富永 浩明）